

社会福祉法人香川県社会福祉協議会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対する報酬は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤の理事及び評議員については、無報酬とする。
- (2) 常勤の理事は、報酬を支給する。ただし、職員としての立場を有する者については、無報酬とする。
- (3) 監事については、無報酬とする。ただし、公認会計士、税理士の有資格者のみ報酬を支給する。
- (4) 役員等に対する報酬の総額は、評議員会の決議により定める。

(報酬等の算定方法)

第4条 前条第2号及び第3号の報酬の額及び算定方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 常勤の理事及び監事（公認会計士、税理士の有資格者）の報酬は、別表1に定める額
- (2) 常勤の理事の賞与は、別表2に定める計算式により算出される額

(費用弁償の支給)

第5条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払う。

- 2 常勤の理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。支給する金額は、本会職員給与等支給規程に基づいて算定する。
- 3 役員等が出張する場合は、本会職員給与等支給規程の旅費規定に基づいて、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 監事に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月20日（評議員会の議決日）から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年11月30日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

役職名	報酬等の額
常務理事	報酬月額 293,000円 役付加算 報酬月額×15%
監事 (監事監査、理事会、評議員会への出席 法人業務のための出勤)	日額 9,000円

別表 2

賞与	計算式
期末手当	報酬月額×3.3月